

特定子ども・子育て支援施設等

確認検査基準(令和6年(2024年)4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年9月24日条例第38号「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」	市確認条例

目次

1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	……………	1
2 利用料及び特定費用の額の受領	……………	1
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	……………	1
4 法定代理受領の場合	……………	1
5 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	……………	2
6 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	……………	2
7 秘密保持等	……………	2
8 記録の整備	……………	2
9 電磁的記録等		

特定子ども・子育て支援施設等 確認検査基準

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 教育・保育 その他の子ども・子育て支援の提供の記録	(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 市確認条例第55条	(1) 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 記録された内容が不十分である。	C B
	(2) 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払を受けているか。	(1) 市確認条例第56条第1項	(1) 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けていない。 (2) 利用料の受領が不十分である。	C B
2 利用料及び特定費用の額の受領	(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、市確認条例第56条第1項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	(1) 市確認条例第58条	(1) 求める事項を書面により明らかにしていない。 (2) 施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。 (3) 支払いを求める書面の記載内容が不十分である。	C C B
	(2) 特定子ども・子育て支援提供者は、市確認条例第56条第1項の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、市確認条例第56条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 あらかじめ、支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにしているか。また、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 市確認条例第56条第2項	(1) 支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付又は口座振替の記録等により管理していない。 (2) 領収証の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。 (3) 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載されていない。	C B C
	(3) 市確認条例第57条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	(1) 市確認条例第57条第1項	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B B
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、市確認条例第56条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、市確認条例第56条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 市確認条例第57条第2項	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B B
	(2) 市確認条例第57条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 市確認条例第57条第2項	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
4 法定代理受領の場合	<p>(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、市確認条例第56条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、市確認条例第56条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。</p>	<p>1 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付又は口座振替の記録等により管理しているか。</p> <p>1 当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、施設等利用費の額を通知しているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第58条</p> <p>(1) 市確認条例第58条</p>	<p>(1) 支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付又は口座振替の記録等により管理していない。</p> <p>(2) 領収証の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。</p> <p>(3) 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載されていない。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額を通知していない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額の通知が不十分である。</p> <p>特定子ども・子育て支援提供証明書・施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。</p> <p>(3) 用費の額の通知の記載内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
5 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</p>	<p>1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとした際、支給に係る市町村に通知をしているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第59条</p>	<p>(1) 支給に係る市町村へ通知していない。</p>	<p>C</p>
6 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>(1) 市確認条例第60条</p>	<p>(1) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。</p>	<p>C</p>
7 秘密保持等	<p>(1) 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 施設又は事業所の職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>1 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第61条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第61条第2項</p>	<p>(1) 正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。</p> <p>(1) 職員であった者が、正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
8 記録の整備	<p>(3) 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供者は、市確認条例第55条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市確認条例第59条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。</p> <p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 特定子ども・子育て支援の提供の記録を整備し、保存しているか。</p> <p>2 市町村への通知に係る記録を整備し、保存しているか。</p>	<p>(1) 市確認条例第61条第3項</p> <p>(1) 市確認条例第62条第1項</p> <p>(1) 市確認条例第62条第2項</p>	<p>(1) 施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により施設等利用給付認定保護者の同意を得ていない。</p> <p>(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(2) 職員、設備及び会計に関する諸記録が不十分である。</p> <p>(1) 記録を整備・保存していない。</p> <p>(2) 記録の整備・保存が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
9 電磁的記録等	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市確認条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。</p> <p>当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、施設等利用給付認定保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電磁的方法により提供する方法は、施設等利用給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(2) 電磁的方法により提供するときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する施設等利用給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア 電磁的方法のうち特定子ども・子育て支援提供者が使用するもの</p> <p>イ ファイルへの記録の方式</p> <p>(3) 電磁的方法による提供について承諾を得た特定子ども・子育て支援提供者は、当該施設等利用給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該施設等利用給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供をしてはならない。</p>	<p>1 ファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものになっているか。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を施設等利用給付認定保護者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときに、当該施設等利用給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を行っていないか。</p>	<p>(1) 市確認条例第63条第3項</p> <p>(1) 市確認条例第63条第4項</p> <p>(1) 市確認条例第63条第5項</p>	<p>(1) ファイルへの記録を出力することによる文書を作成するものになっていない。</p> <p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を施設等利用給付認定保護者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(2) 文書又は電磁的方法による承諾が不十分である。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときに、当該施設等利用給付認定保護者に対し、電磁的方法によって記載事項の提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>